

宿泊税の基本的な考え方

第3回釧路市宿泊税に関する懇談会

釧路市

2024（令和6）年8月15日

目次

1. 新税の概要	1
2. 税率の設定について	2
3. 課税免除・免税点について(スポーツ合宿の取り扱い)	3
4. 使途のイメージについて	4
5. 【重点】移動利便性の向上について	5
6. 【重点】アドベンチャートラベル(AT)の推進について	6
7. 【重点】DMO・DMCの体制強化について	7
8. 宿泊税の運用方法について	8
9. 想定スケジュール	9

1. 新税の概要

項 目	釧路市税
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の使途	釧路市観光振興ビジョンの観光戦略に基づく、観光振興、交流・関係人口の拡大を図る施策に充当
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）
納税義務者	宿泊者
税 率	一律定額制 1人1泊につき 200円
課税免除・免税点	・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ・宿泊料金等に応じた免税点は設けない。 ※スポーツ合宿等については免税せず使途で整理します。
税収規模	約3億円
特別徴収義務者交付金	※税を徴収する宿泊施設への手数料を交付 導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※総務省協議等の状況により交付率は検討します。
徴税開始	令和8(2026)年4月
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

【参考】道税(道案)
宿泊税（法定外目的税）
北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
宿泊数（宿泊日数×税率）
宿泊者
※段階的定額制 一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合100円 2万円以上5万円未満の場合200円 5万円以上の場合500円
・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ・宿泊料金等に応じた免税点は設けない。
約45億円
導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※今後、交付率は引き上げを検討
令和8(2026)年4月
条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 税率の設定について

◆税率の設定

※一律定額制

1人1泊につき、**200円**

◆税収規模イメージ ※コロナ禍以前の**約150万人泊**で試算

税 率		宿泊客延べ数
200円	×	約150万人泊

=

税収規模
1年あたり 約3億円

○税率設定の考え方

◇税収規模の確保

- ・更なる観光振興に向け、新たな取組を進めるためには**一定の財源規模を確保**する必要がある。

◇宿泊施設の負担

- ・徴収を担う**宿泊施設の負担とならない設定**が必要。 ※宿泊施設が道と市の宿泊税を徴収する。
- ・一律定額制は宿泊料金に関係無く、1人1泊200円で算出が可能。
- ・道税+200円で徴収できるため、比較的税額計算が簡単。

◇受益と負担の観点

- ・宿泊税を活用した**滞在の満足度を向上させる事業**は、宿泊料金に関係なく、**どの宿泊者も同様に**効果を受けるものであり、その対価として**負担を均等に求める**もの。

※導入後も税率を含め、制度の内容については、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 免税点・課税免除について（スポーツ合宿の取り扱い）

（例）修学旅行と高校生以下の合宿を免除とした場合（大会は免除しない場合）

※1泊1万円、超過課税対象施設で超過課税額を150円と仮定

○一般客の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
200円	100円	150円	150円	600円

○大学生の合宿の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
200円	100円	150円	150円	600円

○大学生の大会の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
200円	100円	150円	150円	600円

高校生以下で線引き

○高校生の修学旅行の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
免除	免除	70円	免除	70円

※入湯税：高校生の一般利用は免除無し、修学旅行（10名以上）は70円（超過課税無し）、中学生以下は免除

○高校生の合宿の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
免除	100円	150円	150円	400円

○高校生の大会の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
200円	100円	150円	150円	600円

※入湯税は中学生以下で線引き

○小・中学生の修学旅行の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
免除	免除	免除	免除	0円

○小・中学生の合宿の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
免除	100円	免除	免除	100円

○小・中学生の大会の場合

市宿泊税	道宿泊税	入湯税	入湯税 超過課税	合計
200円	100円	免除	免除	300円

- ・市税を免除しても道税は課税される。
- ・入湯税が合算となった場合、より複雑となる。
※課税免除の要件を増やすと宿泊施設の負担が増えるとともに宿泊者にとってもわかりにくい制度となる。
- ・合宿は各団体が任意で実施するため証明が難しい。

→課税免除は修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者を免除とします。
合宿については免除とせず、徴収した上で、使途の中で支援策を検討します。
また、免税点は設けず、工事関係者やビジネス客も便益を得られる使途を検討します。

4. 使途のイメージについて

宿泊税は以下の**3つの方向性**に基づく施策に活用します。以下は、**現段階で想定されるものを例示**したものです。

観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、数年先の使途の可能性を狭めることなく、**柔軟に対応**できるよう、**活用する事業は毎年度検討し、決定します。**

それぞれの方向性のうち、「移動利便性の向上」「アドベンチャートラベル(AT)、高付加価値化の推進」「DMO・DMCの体制強化」の3点については、**当面の間、重点的に**取り組みます。

使途① 受入環境の充実

○【重点】移動利便性の向上



■実態調査・データ分析、キャッシュ化、多言語化 等

○宿泊施設等の受入環境整備支援

・宿泊施設等の環境整備への支援



■キャッシュレスの導入支援 ■バリアフリー化の支援

○地域におけるおもてなし力の向上

・観光案内機能の充実（外国人旅行者対応等）



■案内看板のリニューアル・多言語化 ■観光案内機能の充実

○観光施設、文化・スポーツ施設の魅力づくり

・施設の利便性向上（施設・備品の整備 等）

使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上

○【重点】アドベンチャートラベル(AT)の推進

・AT専門人材の配置等



■ATツアー誘致・受入
（高付加価値旅行）



■AT専門人材の確保
（外国人旅行者対応）

○釧路川リバーサイドや阿寒湖温泉等の 滞在型まちなか観光の推進

・滞在日数を高める「まちなか」の整備 など



■まち歩きの魅力向上



■滞在・体験型観光の推進

○夜の滞在型観光の推進

・夜間景観の魅力向上、夜型コンテンツの開発



使途③ 持続可能な観光地づくり

○【重点】DMO・DMCの体制強化

・DMO・DMCの人材確保・育成 など

＜市内のDMO＞

（一社）釧路観光
コンベンション協会
NPO法人阿寒観光協会
まちづくり推進機構



＜市内のDMC＞
阿寒アドベンチャーリズム
株式会社

○観光業界の人材育成・確保

・ガイド人材の確保・育成 など

○マーケティングデータの活用と共有

○災害等の不測事態への備え

・一定額を基金に積立てる。
→災害時の復旧支援や
需要回復対策等に活用



○サステナブルツーリズムの推進

・観光資源の活用と保全の両立



使途④ その他 税導入に係る経費（徴税費用）

- ・宿泊事業者への徴収手数料等（特別徴収義務者交付金、システム導入経費の支援 など）
- ・市のシステム導入経費、人件費、事務費
- ・周知、広報に係る経費 など

5. 【重点】移動利便性の向上について（使途① 受入環境の充実）

◆釧路市は平成17年の旧阿寒町、旧音別町との市町村合併により、市域が広域となり、**複数のエリアを有する**こととなりました。「第一期釧路市観光振興ビジョン」では、3つのコアエリア（釧路市街地、阿寒湖温泉、釧路湿原）と2つのサブエリア（旧音別町エリア、釧路山花・阿寒丹頂の里エリア）が設定されています。
豊かな地域資源が増加した一方、**エリア間の移動利便性の向上は釧路市特有の課題**となっています。

※毎年実施している観光客へのアンケートでも移動の利便性に関する要望が最も多く寄せられています。

◆新たな財源である宿泊税を活用し、これまで課題であった**移動利便性の向上**に重点的に取り組みます。

○**実態調査、データ分析**により、ニーズを把握し、有効な**エリア間の移動手段確保対策**を検討します。（バス、タクシー、レンタカーなど）

○また、**キャッシュレス化や、多言語化など**、既存の移動手段の利便性向上を図ります。

❖「エリア別観光振興のイメージ」
第一期釧路市観光振興ビジョンより



6. 【重点】アドベンチャートラベル(AT)の推進について(使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上)

■経済波及効果の拡大

- 第二期釧路市観光振興ビジョンでは、**経済波及効果**を基準年次の2倍(約500億円)とすることを目標としています。
- 経済波及効果を高めるためには、「**来訪客数**」「**消費単価**」「**域内調達率**」の3つの要素が重要となっています。

■消費単価の増大

- 消費単価の増大に向けては、**体験型アクティビティを重視したコンテンツの造成・販売の推進**により、**ブランド力向上**と**高付加価値化**を図り、誘客・滞在促進に結び付けることが重要です。

■アドベンチャートラベル(AT)への注目

- 近年、「**アドベンチャートラベル(AT)**※」の人气が**欧米豪の富裕層**の間で高まっています。釧路市は、豊かな自然環境を有し、その環境を活かした多様なアクティビティや、アイヌ文化、地域独自の食文化など、魅力あるコンテンツが豊富で、**ATのポテンシャルが高い地域**です。

※ATとは、『アクティビティ』『自然』『異文化体験』の3つの要素のうち、2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義され、世界の**市場規模は70兆円**、AT旅行者の消費額は**通常旅行者の2倍**とされています。

◆ポテンシャルを活かした**ATの推進**により、**高付加価値化**を図り、**消費単価を増大**させ、**経済波及効果の拡大**を目指します。

○ATツアー商品の造成・販売

多様なコンテンツを組合せて高付加価値な商品を造成し誘客を図ります。



○ATガイドの育成

外国語対応や地域の歴史文化を伝承するガイドを育成します。

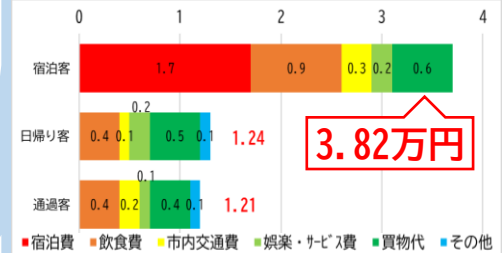


○AT専門人材の確保

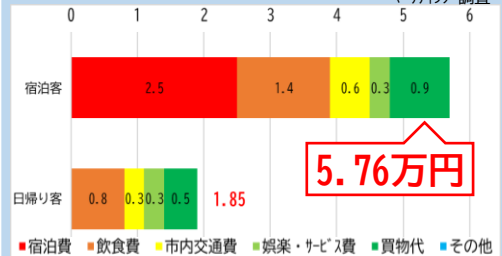
旅行業や海外企業等との交渉・契約に精通した人材を確保します。



▼日本人旅行者の消費額(万円) 釧路市調べ



▼外国人旅行者の消費額(万円) 水のいけ観光圏マーケティング調査



→インバウンド獲得、滞在の促進が重要

《高付加価値旅行とは》

単なる観光地の見学ではなく、**体験を通じ**、地域の歴史・文化、自然等に触れ、**自身の知識を深め、満足度を高める**ものです。**地域ならではの特色をストーリーとして魅力的に伝える**ことが重要です。

【例：ガイド】

通常の案内



ガイド料
数千円

外国語対応、歴史の解説、特別な体験等

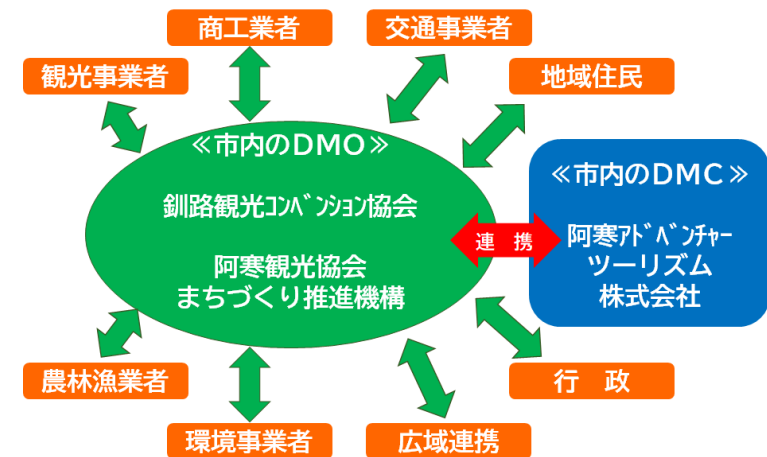


ガイド料
数十万円

7. 【重点】DMO・DMCの体制強化について（使途③ 持続可能な観光地づくり）

■DMO・DMCとは

- ・ **DMO** (Destination Management Organization) とは「観光地域づくり法人」といい、**地域の多様な関係者と協同**して**観光地域づくり**を行う法人です。
観光地域づくりの**司令塔**として、**関係者との調整**や**プロモーション**等を行います。
- ・ **DMC** (Destination Management Company) とは、地域の**観光資源の活用を促進**することによる地方創生を目的とし、各連携機関と連携し、経営・資源開発を行う**地域特化型旅行会社**であり、**旅行の手配**や**体験の提供**を行います。



◆地域の観光振興において、**司令塔となる両DMOの役割は重要**であり、組織体制を強固なものとする必要があります。また、**A Tを推進**していくためには、造成した商品を作り出す**DMCの役割が重要**です。

→ **地域の観光振興を支える地域のDMO・DMCの組織体制の強化を図ります。**

○DMOの組織体制強化

DMOの組織体制を見直し、人材の確保・定着・育成を進めます。



○DMO実施事業への支援

DMOが実施する各種事業への支援を行います。



○A T専門人材の確保(再掲)

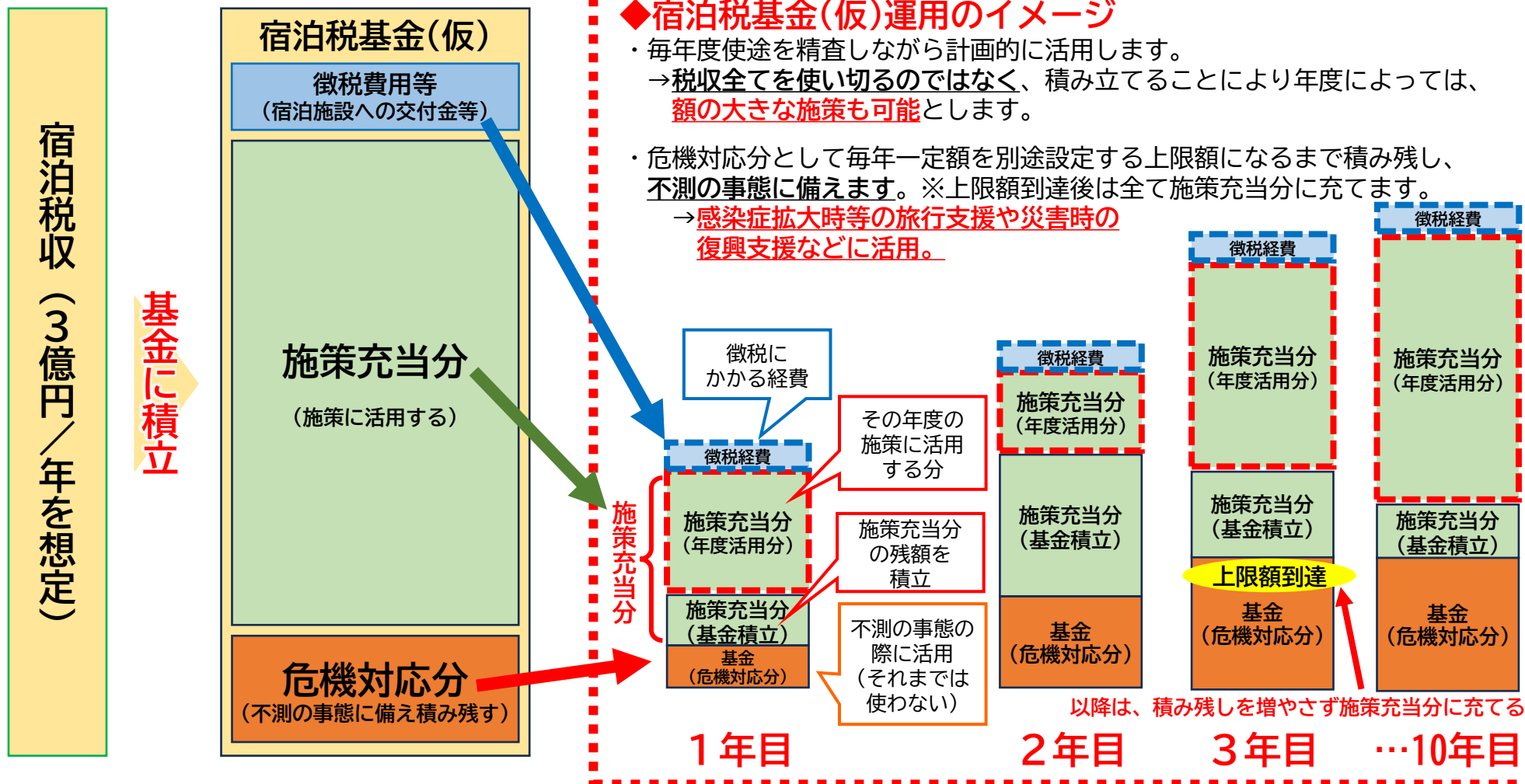
旅行業や海外企業等との交渉・契約に精通した人材を確保します。(DMCに配置)



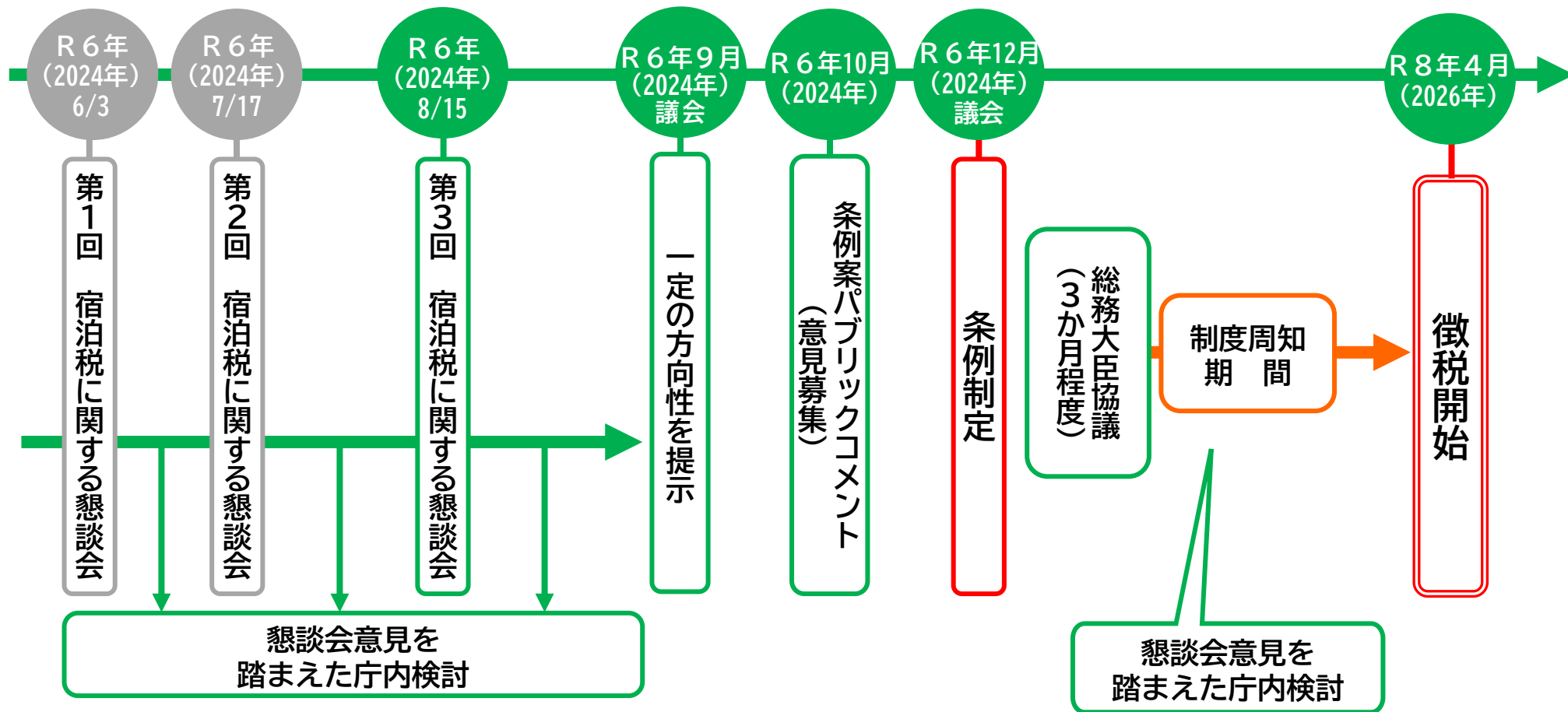
※DMO・DMCの体制強化は、観光による受益を**地域の様々な関係者へ波及**させるために重要であり、**持続的な観光地づくり**につながります。

8. 宿泊税の運用方法について

- ・ 税収を基金に積み立てて、施策に充当（活用）します。
- ・ 一定額は充当せずに危機対応分として積み残し、不測の事態に備えます。
- ・ 毎年度、税収額全てを充当するのではなく、将来を見通し、用途を精査しながら基金を運用します。



9. 想定スケジュール



※懇談会でいただいたご意見を踏まえ、市議会 **9月定例会** で市としての **一定の方向性を示す** 考えです。
その後、パブリックコメントを実施し、条例案を作成、**令和8年4月の導入** を目指します。